［２～４　略］

５　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年財務省令第19号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の12の２第２項に規定する適合証明書の写しを添付すること。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（３の６））（以下この記載要領において「令和５年旧法人税の明細書（別表17（３の６））という。）の(11)の各欄の金額を記載すること。

［(4)・(5)　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)又は令和５年旧法人税の明細書（別表17（３の６））の(11)の各欄の金額を記載すること。

［(4)～(6)　略］

［５　略］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

　また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(3)～(6)　略］

［２～４　同左］

５　租税特別措置法施行規則第22条の12の２第２項に規定する適合証明書の写しを添付すること。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

［(4)・(5)　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

［(4)～(6)　同左］

［５　同左］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(18)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の３）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

　また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(3)～(6)　同左］